

災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定書（案）

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等の清掃業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨） この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義） この協定において、「避難所等」とは、災害時の避難所のほか、甲及び市町村が管理又は指定する災害対策上重要な施設をいう。

第3条（要請） 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

第4条（業務の範囲） 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の清掃等環境衛生面に係る応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）のほか、甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

第5条（要請手続等） 第3条の要請は、原則として甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとし、業務の内容について、乙の支援を受ける甲又は市町村と協議するものとする。

3 乙は、前項の業務を完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

第6条（費用の負担） 第4条の業務の提供に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

ただし、業務の提供に要する消耗品費等の実費相当額については、災害が発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた甲又は市町村と乙の双方が協議により、乙の請求により乙の支援を受けた甲又は市町村が支払うものとする。

第7条（損害の賠償） 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第4条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害賠償及び第4条に規定する業務の提供を受けた避難所等が損害を受けた場合（第三者に及ぼした損害を含む。）における損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

第8条（協議事項） この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

第9条（協定の効力） この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙いずれからも何らかの意思表示がなされないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区栄二丁目1番10号
一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
会長 加藤 憲司